

# 中古住宅購入事業補助金制度（概要）

石川県白山市

白山市への定住を目的として中古住宅を購入する方に、補助金を交付します。

※三世同居・近居促進事業補助金、空き家改修補助金との併用はできません。

## 1. 対象となる人（申請者または配偶者が次の(1)(2)いずれかに該当すること）

- 45歳未満
- 市外に3年以上継続して居住した後、白山市に転入して2年以内の人  
\*申請者は主に購入資金を負担する方です（夫婦による負担の場合は夫婦連名で申請）

## 2. 対象となる住宅（次の(1)～(3)いずれにも該当するもの）

- 売買契約日が平成29年4月1日以降であること
- 自ら居住するための一戸建て住宅（併用住宅含む）で、過去に他の人が居住していたもの
- 購入後、申請者に所有権移転登記されたものであること

申請者または配偶者の三親等以内の親族からの購入は対象外

## 3. 補助金額

30万円（購入費用の1/3以内）

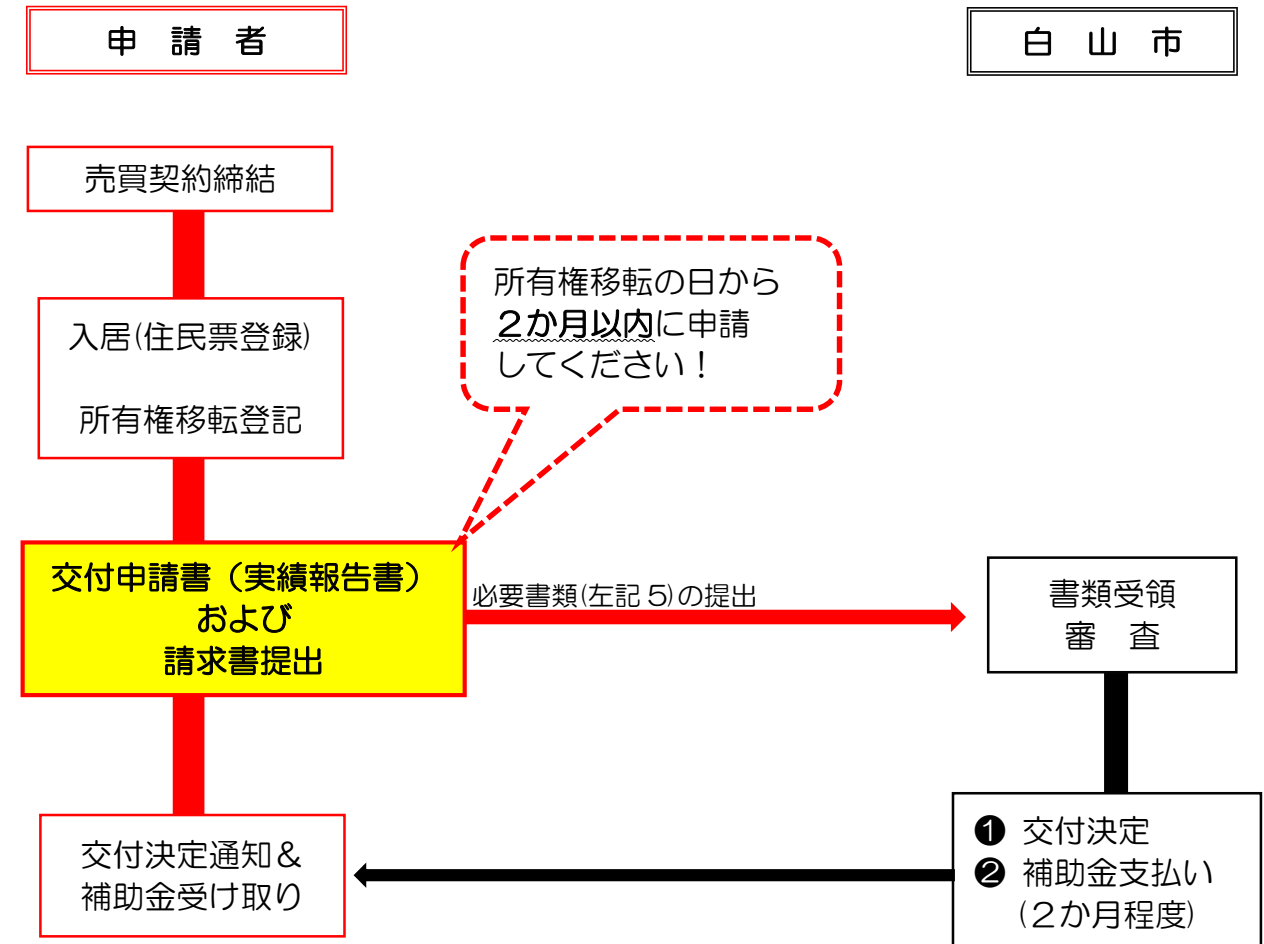
## 4. 申請時期

住宅の所有権移転登記の日から2ヶ月以内

## 5. 必要書類等

- 中古住宅購入事業補助金交付申請申請書（様式第1号）
  - 誓約書（様式第4号）
  - 中古住宅購入事業補助金請求書（様式第7号）  
\*振込先通帳のコピーを添付（支店名、口座番号、名義記載のページ）
  - 定住促進支援制度アンケート
  - 世帯全員の住民票（住所変更後のもので、「本籍・続柄」記載のもの）  
\*市外から転入した人で、申請者と配偶者がともに45歳以上の場合、白山市外に3年以上居住していたことが証明できる従前の住所地の住民票（除票）や戸籍の附票なども必要
  - 売買契約書のコピー
  - 登記事項証明書の写し（所有権移転後のもの）
  - 購入した中古住宅の写真（外観写真を1～2枚程度）
  - 前年の「納税証明書（市県民税）」または「市税を滞納していないことの証明書」  
・前年1月1日の住所地が白山市外の方：納税証明書（前年1月1日の住所地の役所で取得）  
・前年1月1日の住所地が白山市の方：市税を滞納していないことの証明書（2階納税課で取得）  
\*夫婦での連名申請の場合、2人分の証明書が必要
  - その他、市長が必要と認める書類
- ①～④の様式は、HPからダウンロードできます

## 6. 手続きの流れ



### 【問い合わせ先】

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 白山市役所 企画振興部 定住支援課  
TEL:076-274-9568 FAX:076-274-9518 Email: teiju@city.hakusan.lg.jp